

桑折町安全安心耐震促進工事費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、桑折町内に存する耐震強度が不足している木造住宅の耐震改修を行う当該住宅の所有者等へ助成金を交付することにより、木造住宅への耐震化対策を促進し、居住の安全と安心を確保するため、桑折町補助金等の交付等に関する規則（昭和56年11月25日規則第7号。以下、「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」又は「精密診断法」により、地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 耐震基準 建築基準法施行令（昭和25年号外政令第338号）第3章及び第5章の4に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条第3項第1号に基づき国土交通大臣が定める基準（平成18年国土交通省告示第185号「地震に対する安全上耐震関係規定に準じるものとして国土交通大臣が定める基準」）をいう。
- (3) 上部構造評点 建築物の各階、各方向について、保有耐力を必要耐力で除した値のうち、最小のものをいう。
- (4) 一般耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上に補強又は改修する工事をいう。
- (5) 簡易耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の住宅を0.7以上1.0未満に補強又は改修する工事をいう。
- (6) 部分耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の住宅を地震時の倒壊から住宅所有者等の命を守ることを目的に行う部分的な居室の補強又は改修工事で、福島県知事が定める技術基準に適合させる工事をいう。
- (7) 現地建替工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を解体し、同一敷地内（同一敷地内であると認められる場合を含む）に現行基準（新耐震基準（平成12年政令第221号））を満たす住宅を新築することをいう。
- (8) 避難路沿道 桑折町耐震改修促進計画に位置付けられた避難路の沿道をいう。
- (9) 事業者 この要綱の定めにより助成金の交付を受けて、自らが所有する住宅耐震改修工事及び現地建替工事を行う民間住宅の所有者をいう。

(助成の対象となる住宅)

第3条 助成の対象となる住宅は、桑折町内に存し、次の各号に掲げる要件にすべて該当するものとする。

- (1) 所有者が自ら居住する専用又は併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の1／

2以上のもの)であるもの。

- (2) 工事の着手が昭和56年5月31日以前で、在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の既存不適格住宅。
- (3) 平成17年7月1日付けの福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領又は同要領に準拠して耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないもの。
- (4) 避難路沿道に存するもの（現地建替工事に限る）。
- (5) 助成金の交付決定年度内に、工事が完了するもの。
- (6) 過去に、この要綱に基づき助成を受けていない住宅。

（桑折町の助成）

第4条 町長は、予算の範囲内において、木造住宅の耐震改修工事及び現地建替工事を実施する町民に対して、耐震改修工事及び現地建替工事に要する経費の一部を助成することができる。

（助成の対象となる経費）

第5条 助成の対象となる経費は、耐震改修工事（耐震改修に伴い必要となる内外装工事等を含む。以下同じ。）及び現地建替工事に要した費用とする。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、次に掲げる工事の区分に従い、当該各項に定める額とする。

- (1) 一般耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の5分の4以内かつ1,000,000円以内の額。
- (2) 簡易耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の5分の4以内かつ600,000円以内の額。
- (3) 部分耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の5分の4以内かつ600,000円以内の額。
- (4) 現地建替工事 現地建替工事に要する費用の5分の4以内かつ1,000,000円以内の額。

（申請書の様式等）

第7条 規則第4条第1項の申請書は、桑折町安全安心耐震促進工事費助成事業助成金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は町長が別に定める日とする。

（助成金の交付決定等）

第8条 町長は、前条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付を決定するものとする。

2 交付決定の通知は、桑折町安全安心耐震促進工事費助成事業助成金交付決定通知書（第2号様式）によるものとする。

（変更承認の申請等）

第9条 助成金の交付決定後において、事業内容及び助成金額を変更する場合は、桑折町安全安心耐震促進工事費助成事業変更交付申請書（第3号様式）により、町長が別に指示する日までに行うものとする。

2 規則第6条第1項第2号の規定に基づき中止及び廃止の承認を受けようとする場合は、桑折

町安全安心耐震促進工事費助成事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第10条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。

（実績報告）

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、桑折町安全安心耐震促進工事費助成事業実績報告書（第5号様式）に次に定める書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について町長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は、助成金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 建築士が発行する住宅耐震改修証明書
- (2) 要した費用を証するもの（工事等契約書の写し）
- (3) 工事出来型写真（施工前、施工中、施工後を各2枚程度）
- (4) その他、町長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該対象工事の成果が助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、桑折町安全安心耐震促進工事費助成事業助成金交付額確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（助成金の交付の請求）

第13条 助成事業者が、助成金を請求しようとするときは、前条の助成金の額の確定後、桑折町安全安心耐震促進工事費助成事業助成金交付請求書（第7号様式）を速やかに町長に提出しなければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第14条 助成金の交付を受けた助成事業者は、助成金の収支状況が判明する書類を整備し、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（書類の提出部数）

第15条 この要綱による申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

（施行の細目）

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月19日から施行する。

第1号様式

桑折町安全安心耐震促進工事費助成事業助成金交付申請書

年 月 日

桑折町長 様

〒 ー

〔住所〕

ふりがな

申込者〔氏名〕

印

〔電話〕 () ー

桑折町安全安心耐震促進工事費助成事業実施要綱第7条の規定に基づき、下記の住宅について次のとおり申し込みます。

対象住宅の概要	所在地	
	用途	専用住宅／併用住宅（併用用途： ）
	構造／階数	木造（在来軸組・伝統的・枠組壁）／それ以外 平屋／2階／3階／それ以外
	床面積	1階： m ² 2階： m ² 3階： m ² 合計： m ² （併用面積* m ² ）
	建物建設時期 〔建築確認年月〕	昭和・大正・明治 年 月頃（新築時） 〔 昭和 年 月 日（新築時） / 不明 〕
	耐震診断者	
	耐震診断結果 （上部構造評点）	
工事の概要	工事の種別	一般耐震改修工事／簡易耐震改修工事／部分耐震改修工事 ／現地建替工事
	工事期間	年 月～ 年 月
	工事設計者名	
	工事監理者名	
	工事施工者名	
	改修後の上部構造評点	
【備考】		
整理番号	ー	審査欄

上記【備考】欄には、

- （1）上記建物において増築・修繕・模様替え・用途変更などがあった場合、その内容及び時期
- （2）上記建物が現在空き家の場合、その旨及び使用開始予定時期

※ 併用面積については、合計床面積の内数で記入して下さい。

（お願い この申込書に、見積書、付近見取り図、建築確認通知書の写し又は概略平面図を添付してください。）

第2号様式

文 書 番 号
年 月 日

様

桑折町安全安心耐震促進工事費助成事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった桑折町安全安心耐震促進工事費助成事業助成金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、桑折町安全安心耐震促進工事費助成事業実施要綱第8条第2項の規定に基づき通知します。

年 月 日

桑折町長

印

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付条件等
 - (1) 申請者は、助成金交付申請の内容の変更又は事業を中止しようとする場合は、あらかじめ、町長の承認を受けなければならない。
 - (2) 工事完了後は、桑折町安全安心耐震促進工事費助成事業実施要綱第11条の規定により、工事が完了した日から起算して30日以内又は助成金の交付の決定があった日に属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、桑折町安全安心耐震促進工事費助成事業実績報告書（第5号様式。以下「実績報告書」という。）を提出しなければならない。
 - (3) 工事完了後に提出された実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付するものとする。

第3号様式

年 月 日

桑折町長 様

助成事業者

住 所

氏 名

印

桑折町安全安心耐震促進工事費助成事業変更交付申請書

年 月 日付け桑 第 号で交付決定のあった事業に関する助成金について、
下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請金額 円

既交付決定額 円

差引額 円

2 事業完了予定年月日

3 変更理由

(注) 申請書の内容及び添付書類は、すべて交付申請書の内容及び添付書類等を準用する。

第4号様式

年 月 日

桑折町長 様

助成事業者

住 所

氏 名

印

桑折町安全安心耐震促進工事費助成事業中止（廃止）承認申請書

下記により 年桑折町安全安心耐震促進工事費助成事業を中止（廃止）したいので、桑折町補助金等の交付等に関する規則第6条第1項第2号の規定により承認して下さるよう申請します。

記

- 1 助成金の交付決定年月日及び番号
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止（廃止）の内容

年 月 日

桑折町長 様

助成事業者

住 所

氏 名

印

桑折町安全安心耐震促進工事費助成事業実績報告書

年度において、下記のとおり桑折町安全安心耐震促進工事費助成事業を実施したので、桑折町補助金等の交付等に関する規則第13条第1項により、その実績を報告します。

記

1 助成金の交付決定額及びその実績額

助成金交付決定額 円

助成金実績額 円

2 助成事業の実施期間

自 年 月 日

至 年 月 日

3 添付書類

- (1) 建築士が発行する住宅耐震改修証明書
- (2) 要した費用を証するもの（工事等契約書の写し）
- (3) 工事出来型写真（施工前、施工中、施工後を各2枚程度）
- (4) その他、町長が必要と認める書類

第6号様式

文 書 番 号
年 月 日

様

桑折町長

印

桑折町安全安心耐震促進工事費助成事業助成金交付額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった桑折町安全安心耐震促進工事費助成事業助成金については、桑折町補助金等の交付等に関する規則第14条の規定により、下記のとおりその額を決定しましたので通知します。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 確定助成金額 | 円 |
| 2 交付決定額 | 円 |

第7号様式

年 月 日

桑折町長 様

助成事業者

住 所 _____

氏 名 _____

印 _____

桑折町安全安心耐震促進工事費助成事業助成金交付請求書

年 月 日付け桑 第 号で交付決定のあった桑折町安全安心耐震促進工
事費助成事業助成金について、下記により金 円を交付して下さるよう請求します。

記

事業費 円

交付決定額 円

請求額 円